



～ 前号よりの続き～

商法の会社法制の大改正の概要をQ & A方式でご案内致します。

Q11. これまでの商法改正により、様々な形式の種類が認められて来ましたが、新会社法でもこの点に関する改正があるのでしょうか？

新会社法においては株式の発行に関する規制が緩和されるとともに、新たな種類の株式の発行が認められます。

一部の種類の株式に関する譲渡制限

従来、会社が株主の株式譲渡を制限する場合、全部の株式に関して譲渡制限を設けなければなりませんでした。新会社法では一部の種類の株式についてのみ譲渡制限を設けることができるようになります。

議決権なき株式

従来から、株主総会の議決権等を制限された議決権制限株式の発行は可能でしたが、その発行総数は発行済み株式総数の2分の1を超えないものとされていました。この発行限度の制限は原則として新会社法においても存続します。

しかしながら、株式全部の譲渡を制限している譲渡制限会社においては、この発行限度に関する規制は撤廃されます。

非常に少数の議決権を有する株式を所有することにより、会社を支配することが可能になるとともに、株主総会を簡素化することが可能になります。

取得請求権付株式

取得請求権付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として、株主が当該株式会社に対して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている株式で、新会社法によりこのような株式の発行が可能になります。

この場合の対価となるものは、金銭のほか、その他の株式、社債などでも構いません。

取得条項付株式

取得条項付株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社で一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている株式です。対価が金銭以外でも構わない点は、取得請求権付株式と同様です。

これは従来の償還株式と類似のものです。

(裏面へ続く)

Q12.利益配当等の（剰余金の分配）についてはどのような改正があるのでしょうか。

剰余金分配の計算方法

剰余金の分配が可能な金額の計算方法については積立金に関する事項以外概ね変更はありません。

しかし、従来は、最終の決算期後の事情は考慮されていませんでしたが、新会社法では最終の決算期後の事情（減資や自己株式取得）が考慮されることとなります。

剰余金の分配方法

株主総会の特別議決さえあれば、金銭ではなく、自社製品などの現物で利益配当を行なうことが可能になります。

配当可能時期

株主総会の決議さえあれば、いつでも一年に何回でも利益配当を行なうことが可能になります。

取締役会のある会社において中間配当ができる点は従来のとおりですが、取締役会のない会社では中間配当はできません。

取締役の責任

従来、違法配当などの場合、取締役は無過失責任を負わされていましたが、新会社法では、違法な剰余金の分配に関して責任を問われるのは、故意又は過失があった場合に限られることとなります。

Q13.当社は、資本が欠損している債務超過の状態が続いていますが、手続的な制限もあって、これまでにこれを解消することができませんでした。新会社法で新たに何らかの対処が可能になるのでしょうか。

従来は、減少した会社財産に資本の金額を合わせるという形式的な資本減少の場合にも株主総会の特別決議と債権者保護手続が必要で、減資を行うことは困難でした。

新会社法では、剰余金の分配を伴わない限り、定時株主総会の普通議決で減資することができ、債権者保護手続も不要となり、手続的な制限が非常に緩和されました。

これに加えて、減少可能な資本金の金額に関する制限もなくなります。